

# 農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務に関する業務方法書

施行 平成 23 年 9 月 26 日

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 震災特例組合等に係る優先出資等の取得に関する特別措置（第 3 条～第 6 条）

第 3 章 震災特例勘定の廃止（第 7 条）

第 4 章 雑則（第 8 条・第 9 条）

附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この業務方法書は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号。以下「法」という。）附則第 21 条第 1 項の規定に基づく農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）の震災特例業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### （用語）

第 2 条 この業務方法書において使用する用語は、法のほか、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）において使用する用語の例による。

## 第 2 章 震災特例組合等に係る優先出資等の取得に関する特別措置

### （特定優先出資等の取得に係る申込み等）

第 3 条 機構は、指定支援法人から平成 29 年 3 月 31 日までに法附則第 3 条第 1 項の規定により信用事業強化計画を提出する震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込みを受けたときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣に対し、当該指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めるものとする。

### （信用事業強化計画等）

第 4 条 機構は、指定支援法人が前条の申込みをする場合において、当該申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等が法附則第 3 条第 1 項の規定により当該指定支援法人に提出した信用事業強化計画を法附則第 4 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出するときには、所要の手続をとるものとする。

2 機構は、指定支援法人が前条の申込みをする場合において、農林中央金庫が信用事業強化指導計画を法附則第 4 条第 2 項の規定に基づき農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出するときには、所要の手続をとるものとする。

### （特定優先出資等の取得に係る契約の締結）

第5条 機構は、農林水産大臣及び内閣総理大臣から法附則第5条第3項の規定による決定の通知を受けたときは、当該決定に係る指定支援法人との間で当該決定に係る特定優先出資等の取得に関する契約を締結するものとする。

(信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する意見)

第6条 機構は、農林水産大臣及び内閣総理大臣が法附則第17条第2項の規定による特別対象組合等の信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行おうとするときに、農林水産大臣及び内閣総理大臣の求めに応じ、意見を述べるものとする。

### 第3章 震災特例勘定の廃止

(震災特例勘定の廃止)

第7条 機構は、震災特例業務の終了の日として政令で定める日において、震災特例勘定を廃止するものとする。

2 機構は、震災特例勘定の廃止の際、震災特例勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付するものとする。

### 第4章 雑則

(権限の委任)

第8条 内閣総理大臣が、法による権限を金融庁長官に委任した場合には、当該委任された権限に係るこの業務方法書の規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融庁長官」とする。

(細則)

第9条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営について必要があるときは、細則を定める。

### 附 則

この業務方法書は、平成23年9月26日から施行する。